

『平成24年1月改訂 所得税・個人住民税ガイドブック』の本文中に下記の誤りがありました。
訂正してお詫び申し上げます。(赤字部分が訂正箇所です。)

★307ページ「参考 平成22年分確定申告書に係る更正の請求期限」の表

【正】

区 分		更正請求期限
申告義務がある場合の確定申告書（法定申告期限 平23. 3. 15）		平成24年3月15日
提出日が平23. 3. 15以前		
給与所得者の還付申告など申告義務がない 場合の還付請求申告書	提出日が平23. 3. 16～平23. 12. 1	提出日から1年以内
	提出日が平23. 12. 2～平27. 12. 31	提出日から5年以内

【誤】

区 分		更正請求期限
申告義務がある場合の確定申告書（法定申告期限 平23. 3. 15）		平成24年3月15日
提出日が平23. 3. 15以前		
給与所得者の還付申告など申告義務がない 場合の還付請求申告書	提出日が平23. 3. 16以後	提出日から1年以内

★307ページ「参考「更正の申出書」制度」の表

【正】

区 分		更正の申出期限 (増額更正可能期限)
22 年 分	申告義務がある場合の確定申告書（法定申告期限 平23. 3. 15）	平成26年3月15日
	給与所得者の還付申告など申告義務 がない場合の還付請求申告書（*）	
21 年 分	申告義務がある場合の確定申告書（法定申告期限 平22. 3. 15）	平成25年3月15日
	給与所得者の還付申告など申告義務 がない場合の還付請求申告書（*）	
20 年 分	申告義務がある場合の確定申告書（法定申告期限 平21. 3. 16）	平成24年3月16日
	給与所得者の還付申告など申告義務 がない場合の還付請求申告書（*）	

（*）提出日が平23. 12. 2以後（ただし、その年の翌年1月1日から5年以内に限る。）は、提出日から5年間、更正の請求をすることができる。

【誤】

区 分		更正の申出期限 (増額更正可能期限)
22 年 分	申告義務がある場合の確定申告書（法定申告期限 平23. 3. 15）	平成26年3月15日
	給与所得者の還付申告など申告義務 がない場合の還付請求申告書	
21 年 分	申告義務がある場合の確定申告書（法定申告期限 平22. 3. 15）	平成25年3月15日
	給与所得者の還付申告など申告義務 がない場合の還付請求申告書	
20 年 分	申告義務がある場合の確定申告書（法定申告期限 平21. 3. 16）	平成24年3月16日
	給与所得者の還付申告など申告義務 がない場合の還付請求申告書	